

令和5年3月10日

バーミンガム2023IBSAワールドゲームズへの日本代表選手団等派遣  
及び関連業務に係る契約業者の選定条件について

1. 本事業は、渡航に係る見積りのほか過去の実績についても考慮し、選定を行う。
2. 業務の実施期間は、2023年5月から本大会業務終了までとする。  
(大会期間2023年8月18日開会式～8月27日閉会式)
3. 派遣対象者：日本代表選手団及びJPC関係役員 約120名
4. 主な業務内容
  - 1) 派遣事業に関わる旅行業務及び大会事務全般。
  - 2) 日本代表選手団及びJPC役員等の輸送業務全般  
(必要な場合は、ビザ取得・国内旅行手配を含む)
  - 3) 参加選手の安全・快適な移動手配
  - 4) 選手団派遣に関わる事前準備および登録申請業務またこれに付随する業務
  - 5) 輸送業務に関する大会組織委員会との連絡及び提出物の作成・提出
  - 6) 日本代表選手団の渡航及び荷物運搬について、航空会社と密な連携
  - 7) 競技団体の希望する渡航スケジュールに基づいて、国内事業者が運航する航空路線を利用し  
ての十分な座席の確保
  - 8) JPCに関わるチケット全般に関すること(必要に応じて)
  - 9) 日本代表選手団および関係者の携帯電話等の通信手段の確保
  - 10) 事前調査(実施検討中)の渡航手配および同行(必要に応じて)
  - 11) 大会派遣に係る費用の立替払い
  - 12) 大会マニュアルの作成または終了時における更新(マニュアルの帰属は本会)
  - 13) その他、旅行者として必要な手配

5. 条件

- (1) 大会期間中の選手団本部役員(輸送担当)としての人員確保
  - A) 人数 1～2名
  - B) 期間 JPC職員(選手団本部職員)と同程度
  - C) 経費 JPC負担(日本代表選手団員のみ)日本代表選手団員と同額
  - D) 語学 英語について日常会話に困らないレベル
  - E) その他 旅行者正規社員であり、事務能力、コミュニケーション能力、交渉能力に優れ、  
個人データの管理や輸送に必要なデータの作成等に長けたものとする。  
※人選は、JPCと協議の上、決定すること。

6. 対象旅行社

パラリンピックおよび総合国際大会レベルの日本代表選手団の派遣業務の経験がある旅行社

バーミンガム2023 IBSAワールドゲームズ日本代表選手団等派遣及び関連業務に関する  
提案書および見積書の提出について

**1. 提案書について**

貴社の対応(人材、協力体制、関係施設近隣支店等の有無を含め、選手団等派遣業務に求められる総合的な組織体制等)に関する提案書を提出して下さい。

**2. 見積書について**

見積書と必要に応じて証憑書類をご提出ください。また見積については、別添の共通様式もご提出ください。

【見積書に含める項目(共通様式にも含まれていますが、御社独自の見積書の内訳にも必ず含めてください)】

・往復の渡航費(空港利用税、燃油サーチャージ等含む)

※1 組織委員会指定の空港であるバーミンガム空港の発着を提案すること

※2 乗り換え等に際しては、体への負担が少ない路とすること

※3 乗客数を勘案した提案とすること

※4 複数航路がある場合は、最も効率的な航路を提案に含めること

・現地での輸送費

・ビザ申請費用および手数料

・海外旅行傷害保険

・PCR検査(必要に応じて)

・Wi-Fi 20台(本部10台+競技団体10台を想定 ※大会時は実数に変更)

・人件費

・前泊・後泊(飛行機の出発時間に応じて必要な場合)

※航空運賃(空港税、燃油サーチャージ等はいつ時点の料金か確認できるよう記載ください。

例:〇年〇月〇日現在)

※課税・不課税の対象項目が分かるよう明記ください。消費税は外税として明記してください。

**3. 提案書および見積書の提出〆切**

2023年3月31日(金) 16時まで必着

日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会強化支援課宛

**■注意事項**

1. 提案書・見積書の様式は自由とする。見積は共通様式も提出すること。
2. 提案書・見積書には、上記「4. 主な業務内容」および「5. 条件」の内容をすべて網羅すること。
3. 見積書には渡航費(現時点での算出額または予想額)を記載すること。
4. 見積書は可能な限り単価等がわかるようにすること。
5. 提案書・見積書の内容を説明する機会については、提出書類を確認後に必要に応じて実施する。
6. 大会期間の輸送・宿泊施設等、その期間に特別な仕入れ価格が設定されるような料金については、見積書に予想金額を記載し、別紙等で予想価格帯(範囲)を示すこと。
7. 村外スタッフ等公式宿泊施設以外の宿泊について必要が生じた場合は、JPC と相談のうえ手配を行うこと。
8. 現時点で JPC から共有する内容については、関係者外秘とすること。